

那珂市保育所入所選考基準表

【算定方法】			
○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。(那珂市民を優先とし、定員に余裕があった場合、市外住民を受け入れる)			
○「A. 基準点」…基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1～9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。			
○「B. 調整点」…調整点は、該当する内容(1～31)に配点する。該当する内容(1～31)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。			
○育児休業中のかたで、「入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」と意思表示があったかたは、基準点・調整点ともに加算しない。			

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】

類 型	基 準 点				
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	区 分	① 労働状況等による点数 月あたりの労働時間(休憩時間含む)		② 労働調整点 状況	
		点数			
	勤務者 自営業者 農業	月160時間以上	20	就労内定の場合減点とする。 正社員・契約社員 -2 パート・アルバイト等 -4	
		月150時間以上160時間未満	19		
		月140時間以上150時間未満	18		
		月130時間以上140時間未満	17		
		月120時間以上130時間未満	16		
		月110時間以上120時間未満	15		
		月100時間以上110時間未満	14		
		月90時間以上100時間未満	13		
月80時間以上90時間未満		12			
月64時間以上80時間未満	11				
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)	認 定 条 件			点数	
出産予定日の56日前(多胎妊娠の場合は98日前)の属する月の初日から、産後56日を経過する日の翌日の属する月の末日			20		
			18		
3. 疾病・障がい (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している)	区 分	認 定 条 件		点数	
疾病・負傷 (診断書)	長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要すると診断されたもの		20	
	常時臥床	疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床を要すると診断されたもの		18	
	長期加療	疾病のためおおむね3カ月以上の加療(安静)を要すると診断されたもの		16	
	一般療養	おおむね1カ月～3カ月の加療(安静)を要すると診断されたもの		14	
	障がい認定 (手帳)	(身体)療育(精神) 1・2級、(A)・A、1・2級	(身体・知的)身体障害者手帳、療育手帳を所持する者又は専門機関により同程度と診断された者		20
3級、B				18	
4級以下、C、3級		(精神)精神障害者保健福祉手帳を所持する者		15	
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	認 定 条 件			備考	
介護(看護)時間数(週)			点数		
週40時間以上の介護(看護)を常態とする(160時間以上)			20	「介護(看護)時間数(週)」及び「認定期間」は、医師の診断書、身障手帳等の写し及び介護・看護状況申告書により判断する。 120時間未満は「保育短時間」	
週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする(140～160時間未満)			18		
週30時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする(120～140時間未満)			16		
週25時間以上30時間未満の介護(看護)を常態とする(100～120時間未満)			14		
週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする(80～100時間未満)			12		
週16時間以上20時間未満の介護(看護)を常態とする(64～80時間未満)			11		
5. 災害復旧 (災害の復旧にあたっている)	認 定 条 件			備 考	
震災・風水害・火災・その他の災害			20	災害の復旧にあたる期間を認定期間とする。	
6. 求職活動中	認 定 条 件			備 考	
求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)			5	利用開始月の属する月から3カ月間を認定期間とする。	
入所後探す。現在探していない。			0		
7. 就学・職業訓練	認 定 条 件			点数	
	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている			月160時間以上	18
				月140時間以上160時間未満	16
				月120時間以上140時間未満	14
				月90時間以上120時間未満	12
				月64時間以上90時間未満	10
				就学等内定(上記から-1)	-1
8. 虐待・DV	区 分	認 定 条 件		点数	備 考
虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること		20		
DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること				
9. 不存在該当者	認 定 条 件			点数	備 考
死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚			20		

【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】

区分	内 容	点数	区分	内 容	点数
児童の 保育 状況	1. 産休・育児休業明け	+20	兄弟 姉妹 の 状 況	16. 生活保護世帯	+13
	2. 父または母が仕事をしながら保育している(居宅外へ同伴就労、リモートワーク含む)	+5		17. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が認可保育施設を利用中	+24
	3. 産休・育休復帰時に入所できず、認可外保育施設等を利用しながら就労している	+20		18. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育等を利用中または利用予定	+20
	4. 本市に在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設を利用中(市内認可保育施設へ転園)	+5		19. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を使用していない	-5
	5. 利用中の保育施設等の継続利用ができない	+15		20. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が家庭で保育されている	-10
	6. 企業内託児所を利用	+15		21. 入所希望児童が兄弟姉妹と同じ認可保育施設へ転園希望	+30
		+15		22. 入所希望児童と兄弟姉妹同時入所申込み	+5 +15
	7. 認可外保育施設等を利用	+10		23. 一時退園し、再度同じ認可保育施設を利用希望	+24
		+5		24. 保育料を正当な理由なく滞納している世帯	-20
	8. 地域型保育事業所卒園後の連携施設への入所希望	+100		25. 保護者が非自発的な理由により失業	+10
	9. 地域型保育事業所卒園後の連携施設以外への入所希望	+30		26. 保護者が管内認可保育施設等に就労	+30 +10 +4 +10 +4
	10. 市内在住の満65歳未満で無職の健康な祖父母	-4		27. 保護者が管外認可保育施設等に保育士として就労	+10 +70
	11. 祖父母の居住先が離れている	+3		28. 入所希望の児童が障がい有しまたは疑いがあり専門医が集団保育を推奨する場合	+10
	12. 保護者(父母共)の不在	+30	家 庭 の 状 況	29. 入所希望の児童等の障がいや疾病により特定の保育施設等を希望	+50
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+20 +25 +15		30. 入所希望児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持・特別児童扶養手当を受給している	+10
	14. 準ひとり親世帯(母子・父子)	+20		31. 特に緊急の入所を必要とする家庭	+70 +50
	15. 父または母が単身赴任中	+10			